

特定建設工事共同企業体入札参加申請書

令和 年 月 日

八幡市長 川田 翔子 様

共同企業体の名称

〇〇・◇◇特定建設工事共同企業体

住 所

代表者 商号又は名称

代 表 者 氏 名

住 所

構成員 商号又は名称

代 表 者 氏 名

この度、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、〇〇建設株式会社代表取締役 〇〇〇〇 を代表者とする〇〇特定建設工事共同企業体を結成し、八幡市発注に係る建設工事の入札に参加したいので、別添書類を添えて申請します。また、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

なお、建設業の許可事項等については、次のとおりです。

商号又は名称	出資割合(%)

今回入札参加を希望する建設工事の名称等

案 件 名	
施工場所	

<添付書類>

特定建設工事共同企業体協定書、特定建設工事共同企業体委任状

<連絡先>

会社名	
所属名	
担当者名	
電話番号	
FAX 番号	

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 八幡市発注に係る**令和8年度橋本小学校給食室改修及びトイレ大規模改造工事**（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負
- 二 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇府〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇建設株式会社
〇〇府〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%
〇〇建設株式会社 〇〇%

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合には、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退したものがあつたときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行なうものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

特定建設工事共同企業体委任状

令和 年 月 日

八幡市長 川田 翔子 様

特定建設工事共同企業体の名称

〇〇・□□特定建設工事共同企業体

住 所

構成員 商号又は名称

代表者氏名

印

下記の者を代理人と定め、当企業体の成立の日から解散の日まで、八幡市が発注する工事に係る次の権限を委任します。

(委任事項)

- 1 工事の入札に関する権限
- 2 入札保証金の納付及び受領に関する権限
- 3 契約保証金の納付及び受領に関する権限
- 4 前払金、部分払代金、その他請負代金の請求及び受領に関する権限
- 5 工事の入札に関して復代理人を選任する権限

記

(代理人)

特定建設工事共同企業体の名称

〇〇・□□特定建設工事共同企業体

住 所

代表者 商号又は名称

代表者氏名

印

別記様式 1

監理技術者等及び営業所技術者の専任特例確認事項

工事名

会社名

I. 監理技術者等の専任特例

①専任特例 1号 (ICT 活用による兼任)

	確認事項	確認書類
<input type="checkbox"/>	請負金額が1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であるか。	別記様式 5
<input type="checkbox"/>	配置予定の監理技術者等の兼任件数は、本工事を含め、2件までとなっているか。（現場間の移動時間が概ね2時間以内）	別記様式 5、 （契約中の工事がある場合は、施工体制台帳の写し）
<input type="checkbox"/>	下請次数は3以下であるか。	別記様式 5、 施工体系図の写し
<input type="checkbox"/>	現場の施工体制が確認できる情報通信機器等を設置しているか。	別記様式 5
<input type="checkbox"/>	遠隔から現場状況が確認できる情報通信機器等を設置しているか。	別記様式 5
<input type="checkbox"/>	各現場に監理技術者等との連絡や必要な措置を講ずるための連絡員を配置しているか。	別記様式 5、 （土木一式、建築一式工事の場合は、連絡員の実務経歴書）
<input type="checkbox"/>	人員配置を示す計画書の作成をしているか。	別記様式 5

②専任特例 2号 (監理技術者補佐の配置による兼任)

	確認事項	確認書類
<input type="checkbox"/>	配置予定の技術者は、監理技術者であるか。（主任技術者は不可）	監理技術者資格者証の写し、 講習修了証の写し
<input type="checkbox"/>	配置予定の監理技術者の兼任件数は、本工事を含め、2件までとなっているか。（現場間の移動時間が概ね2時間以内）	（契約中の工事がある場合は、施工体制台帳の写し）
<input type="checkbox"/>	兼任する各工事は、公共工事であるか。	（契約中の工事がある場合は、契約書の写し）
<input type="checkbox"/>	兼任する現場毎に、専任の監理技術者補佐を配置しているか。	資格者証等の写し、 （契約中の工事がある場合は、施工体制台帳の写し）

Ⅱ. 営業所技術者の専任特例

①専任の監理技術者等との兼任

	確認事項	確認書類
<input type="checkbox"/>	監理技術者等を兼任する工事の契約は、当該営業所で締結されたものであるか。	別記様式 5
<input type="checkbox"/>	請負金額が 1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）であるか。	別記様式 5
<input type="checkbox"/>	監理技術者等の兼任件数は、1 現場のみか。（営業所から現場までの移動時間が概ね 2 時間以内）	別記様式 5
<input type="checkbox"/>	下請次数は 3 以下であるか。	別記様式 5、 施工体系図の写し
<input type="checkbox"/>	現場の施工体制が確認できる情報通信機器等を設置しているか。	別記様式 5
<input type="checkbox"/>	遠隔から現場状況が確認できる情報通信機器等を設置しているか。	別記様式 5
<input type="checkbox"/>	現場に監理技術者等との連絡や必要な措置を講ずるための連絡員を配置しているか。	別記様式 5、 （土木一式、建築一式工事の場合は、連絡員の実務経歴書）
<input type="checkbox"/>	人員配置を示す計画書の作成をしているか。	別記様式 5

②非専任の監理技術者等との兼任

(i) 営業所から現場までの距離が離れている場合

	確認事項	確認書類
<input type="checkbox"/>	監理技術者等を兼任する工事の契約は、当該営業所で締結されたものであるか。	別記様式 5
<input type="checkbox"/>	請負金額が 1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）であるか。	別記様式 5
<input type="checkbox"/>	監理技術者等の兼任件数は、1 現場のみか。（営業所から現場までの移動時間が概ね 2 時間以内）	別記様式 5
<input type="checkbox"/>	下請次数は 3 以下であるか。	別記様式 5、 施工体系図の写し
<input type="checkbox"/>	現場の施工体制が確認できる情報通信機器等を設置しているか。	別記様式 5
<input type="checkbox"/>	遠隔から現場状況が確認できる情報通信機器等を設置しているか。	別記様式 5
<input type="checkbox"/>	現場に監理技術者等との連絡や必要な措置を講ずるための連絡員を配置しているか。	別記様式 5、 （土木一式、建築一式工事の場合は、連絡員の実務経歴書）
<input type="checkbox"/>	人員配置を示す計画書の作成をしているか。	別記様式 5

(ii) 営業所から現場までの距離が近接している場合

	確認事項	確認書類
<input type="checkbox"/>	監理技術者等を兼任する工事の契約は、当該営業所で締結されたものであるか。	別記様式 5
<input type="checkbox"/>	営業所及び監理技術者等を兼任する現場が、ともに八幡市内であるか。	別記様式 5
<input type="checkbox"/>	営業所と現場との間で、常時連絡ができる体制であるか。	別記様式 5

※確認書類については、落札決定後、速やかに提出すること。

※確認書類の確認により、条件を満たさないことが判明した場合、落札決定を取り消すことがあるので、注意すること。

配置予定技術者調書

工事名

会社名

技術者の種別	氏名	資格・資格者証番号	勤続年数
監理技術者 (監理技術者補佐) (主任技術者) (連絡員)			
監理技術者 (監理技術者補佐) (主任技術者) (連絡員)			
監理技術者 (監理技術者補佐) (主任技術者) (連絡員)			

配置予定技術者調書

工事名

会社名

代表者			
技術者の種別	氏名	資格・資格者証番号	勤続年数
監理技術者 (監理技術者補佐) (主任技術者) (連絡員)			
監理技術者 (監理技術者補佐) (主任技術者) (連絡員)			
監理技術者 (監理技術者補佐) (主任技術者) (連絡員)			
構成員			
技術者の種別	氏名	資格・資格者証番号	勤続年数
監理技術者 (監理技術者補佐) (主任技術者) (連絡員)			
監理技術者 (監理技術者補佐) (主任技術者) (連絡員)			
監理技術者 (監理技術者補佐) (主任技術者) (連絡員)			

【記入例】別記様式2

配置予定技術者調書

工事名 ○○○○工事

会社名 ○○株式会社

技術者の種別	氏名	資格・資格者証番号	勤続年数
監理技術者 -(監理技術者補佐)- -(主任技術者)- -(連絡員)-	○○ ○○	監理技術者 第○○○○号 講習修了番号 第○○○○号	○年○ヶ月
監理技術者 -(監理技術者補佐)- -(主任技術者)- -(連絡員)-	○○ ○○	監理技術者 第○○○○号 講習修了番号 第○○○○号	○年○ヶ月
監理技術者 -(監理技術者補佐)- (主任技術者) -(連絡員)-	○○ ○○	二土施 交付番号○○○○号	○年○ヶ月
監理技術者 -(監理技術者補佐)- -(主任技術者)- (連絡員)	○○ ○○	○○大学土木工学部卒 実務経験○年	○年○ヶ月

留意事項

1. 入札参加資格確認申請書時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、すべての候補者について条件を満足していること。
施工に当たって技術資料に記載した配置予定技術者が変更できるのは、死亡、病休、退職等の極めて特別な場合に限る。
2. 配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。
3. 技術者の種別欄は、該当するもの以外を全て実線で消すこと。
4. 資格は、工事に必要な資格で、技術者が保有している資格を記入すること。
5. 資格者証番号は、記入した資格の資格者証番号（合格証明書番号、認定書番号等）を記入すること。
6. 実務経験による技術者は、資格・資格者証番号欄に、最終学歴及び実務経験年数を記入すること。
7. 勤続年数欄は、当該技術者の入札参加資格申請の日までの勤続年数を記入し、月数については切り捨てとすること。（200日の場合は、6か月とする。）

8. 上記内容が確認できるよう次の資料（以下「確認資料」という。）を添付すること。

(1) 配置予定技術者の資格を証明するもの

①監理技術者

次の(7)及び(イ)の資料

(7) 監理技術者資格者証（表・裏）の写し

(イ) 監理技術者講習修了証の写し（(7)の裏面に講習修了履歴の記載がある場合は不要）

②監理技術者補佐

次の(7)又は(イ)及び(ウ)の資料

(7) 監理技術者資格者証（表・裏）の写し

(イ) 1級技士補の合格証明書の写し

(ウ) 資格証明書の写し（2級国家資格者）又は経歴書（実務経験による資格者）

③主任技術者

次のいずれかの資料

(7) 資格証明書等の写し（国家資格等を有する技術者）

(イ) 経歴書（実務経験による技術者の場合）

④連絡員（土木一式又は建築一式工事の場合）

当該工種の1年以上の実務経歴書

(2) 直接的かつ恒常的な雇用関係を証明するもの

本人が工事を請け負った企業と3か月以上の雇用関係にあることが確認できる次の資料等

(7) 監理技術者資格者証（表・裏）の写し

(イ) 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し

(ウ) 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し

(エ) 所属会社の雇用証明書の写し

※八幡市ホームページに掲載の「直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料について」を確認すること。

設計図書に関する質疑書

令和 年 月 日

八幡市 入札担当課 行

会社名			担当者	
連絡先	TEL		FAX	
工事名				
工事場所				
質疑事項	事項の説明			

- (注) 1. 質疑書の締切は、入札公告「入札手続等」及び共通事項5のとおりです。
2. 質疑の回答は、共通事項5のとおりです。(FAX075-983-1148)
3. 質疑事項は、明瞭・簡潔に記入してください。
4. 設計図書に関する質疑については、当該入札参加者からのみ受け付けます。
5. 入札・契約手続等の事務的な質問については、口頭で回答する場合があります。
6. 質疑書以外での設計図書に関する質問については、一切受け付けません。

八幡市長 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

通 知 書

下記のとおり、建設業法第 20 条の 2 第 2 項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

建設工事の案件名称

- 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
(建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項第 1 号)

発生するおそれのある事象

(例) 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の情報の入手先

(例) 報道等の URL を記載又はファイルを別添

- 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰
(建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項第 2 号)

発生するおそれのある事象

(例) ○○地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

上記事象の情報の入手先

(例) 報道等の URL を記載又はファイルを別添

※本通知書については、建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合には提出を求めるものではありません。

※事象については、天災その他自然的又は人為的な事象により生じるもので、発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載してください。

人員の配置を示す計画書

兼任対象期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日					
建設業者	名称					
	所在地					
兼任する技術者	兼任の種類	専任特例1号（ICT活用による兼任）				
		営業所技術者と監理技術者等との兼任				
	氏名					
	営業所名	【※営業所技術者の兼任の場合のみ記載】				
	法定外労働時間 （一日平均）	見込時間		実績時間		
建設工事①	工事名称					
	現場所在地					
	契約締結営業所	名称	【※営業所技術者の兼任の場合のみ記載】			
		所在地	【※営業所技術者の兼任の場合のみ記載】			
	工事業種		請負代金額			
	移動時間		下請次数			
	現場の施工体制 確認方法					
	現場状況の確認 方法及び通信状況					
	連絡員	氏名				
		業者名				
		実務経験 【※土木一式 又は建築一式 工事の場合 のみ記載】	工事名称			期間
合計年数						
建設工事② 【※専任特例1号 の場合のみ記載】	工事名称					
	現場所在地					
	工事業種		請負代金額			
	移動時間		下請次数			
	現場の施工体制 確認方法					
	現場状況の確認 方法及び通信状況					
	連絡員	氏名				
		業者名				
		実務経験 【※土木一式 又は建築一式 工事の場合 のみ記載】	工事名称			期間
			合計年数			

人員の配置を示す計画書

兼任対象期間	令和▽年▽月▽日 ~ 令和△年△月△日				
建設業者	名称	□□□株式会社			
	所在地	京都府〇〇市□□□◇-◇			
兼任する技術者	兼任の種類	専任特例1号（ICT活用による兼任）			
		✓	営業所技術者と監理技術者等との兼任		
	氏名	〇〇△ ××			
	営業所名	八幡支店 <small>〔※営業所技術者の兼任の場合のみ記載〕</small>			
	法定外労働時間 (一日平均)	見込時間	1時間00分	実績時間 1時間10分	
建設工事①	工事名称	□□□□工事			
	現場所在地	八幡市△△△地内			
	契約締結営業所	名称	八幡支店 <small>〔※営業所技術者の兼任の場合のみ記載〕</small>		
		所在地	八幡市□□□◇-◇ <small>〔※営業所技術者の兼任の場合のみ記載〕</small>		
	工事業種	土木一式工事	請負代金額	65,000,000円	
	移動時間	10分	下請次数	2	
	現場の施工体制 確認方法	スマートフォン及びウェアラブルカメラ			
	現場状況の確認 方法及び通信状況	スマートフォン（モバイル通信利用可能）			
	連絡員	氏名	◇◇▽ 〇〇		
		業者名	□□□株式会社		
実務経験 <small>〔※土木一式 又は建築一式 工事の場合 のみ記載〕</small>		工事名称	令和〇年度〇〇工事	期間 令和〇年〇月～令和△年△月	
		△▽△工事	令和△年△月～令和▽年▽月		
合計年数	1年9か月				
建設工事② <small>〔※専任特例1号 の場合のみ記載〕</small>	工事名称				
	現場所在地				
	工事業種		請負代金額		
	移動時間		下請次数		
	現場の施工体制 確認方法				
	現場状況の確認 方法及び通信状況				
	連絡員	氏名			
		業者名			
		実務経験 <small>〔※土木一式 又は建築一式 工事の場合 のみ記載〕</small>	工事名称		期間
合計年数					

八幡市長 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名
FAX番号
担当者名・連絡先

予定価格に係る照会書

下記の建設工事の入札に係る予定価格について、照会します。

記

- 1 建設工事の案件名称
- 2 予定価格通知日 令和 年 月 日
- 3 質疑先の工事発注担当課 八幡市 部 課
- 4 照会内容（予定書価格に疑義がある具体的な項目）

※合併入札の場合で、複数の課宛に質疑があるときは、工事発注担当課ごとに照会書を分けて提出してください。

※「予定価格の事後公表に係る事務取扱要領」第6条各号のいずれかに該当するものは、回答を行いません。

（例）・予定価格に係る照会書の送付以外の方法によるもの

- ・質疑の内容が具体的でないものその他質疑の内容が特定できないもの
- ・入札公告で定めた設計図書に関する質問期間中に質問を行い確認すべきもの 等